

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 7 月 7 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	種菌育成場のボイラー・空調設備の高効率化
排出削減事業者名	菌興椎茸協同組合種菌育成場
排出削減共同実施事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
事業実施場所	菌興椎茸協同組合種菌育成場(鳥取県鳥取市吉成 140-1)
事業の概要	椎茸育成場の熱源になっているボイラーの更新および高効率空調設備への更新により省エネ・省 CO2 を図る事業
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数の場合】 2010 年度：24tCO2/年 2011 年度：313tCO2/年 2012 年度：359tCO2/年 (事業実施期間合計 696 tCO2/年) 【参考：全電源炭素排出係数の場合】 2010 年度：14tCO2/年 2011 年度：238tCO2/年 2012 年度：308tCO2/年 (事業実施期間合計 560 tCO2/年)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001：ボイラーの更新 方法論番号 004：空調設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：菌興椎茸協同組合種菌育成場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2010年12月24日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものでもなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認している。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施されなかった場合には、既存設備が継続的に使用可能であったことを、設備稼働状況に関する資料やメンテナンス業者の見解書等の閲覧、関係者への質問等により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本排出削減事業の投資回収年数について、補助金額を差し引いた純投資額にて算定しており、20.2年であることを、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者は、農産物栽培に関わる事業者として、従来から環境に配慮した経営を行ってきた。本事業は投資回収年数が長く投資の意思決定が難しかったが、国内クレジット制度を利用して、設備導入における資金的な負担の軽減及び、環境に配慮した姿勢を示すことが出来ること、本事業を実施する一因となったことを確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>本事業者は協同組合であり、業界団体への参加はなく、自主行動計画に参加していないことを確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減「方法論番号 001：ボイラーの更新」「方法論番号 004：空調設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、それぞれの方法</p>

要件	審査手続き
	<p>論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【方法論番号 001：ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存設備よりも高効率のボイラーへの更新であることを現地視察および設備仕様書の閲覧により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラーの更新を行わなかった場合、既存の設備を継続的に利用することができることを、現地の視察及び資料の閲覧等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラーで生産した蒸気を椎茸種菌育成場にて自家消費することを、工事図面等の関連資料の閲覧や現地視察により確認している。</p> <p>【方法論番号 004：空調機器の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備よりも高効率の空調設備への更新であることを、各設備の仕様書に基づく効率値の計算確認・比較や関係者への質問等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、空調設備の更新を行わなかった場合、既存の空調設備を継続的に利用することができることを設備稼働状況に関する資料やメンテナンス業者の見解書等の閲覧、関係者への質問等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、空調設備の電力使用量に最も影響を与える活動量として空調稼働時間を把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) 既存設備の使用年数は、空調設備について、法定耐用年数である 15 年の 2 倍（30 年）を超えているが、設備稼働状況に関する資料やメンテナンス業者の見解書等の閲覧、関係者への質問等により継続使用可能であることを</p>

要件	審査手続き
	確認した。

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

・更新前の空調設備においてフロン冷媒を使用されており、フロン回収破壊法が規定している引取証明書等の書類を確認することで、同法に基づく登録回収業者により該当排出削減事業に係るフロン類が適切に回収されていることを確認している。

以上